

## 「お得にお試しだけ」が実は定期購入に！？ 詐欺的な通信販売に注意！

SNS やインターネット上で「1 回目 50%OFF」や「初回無料」などと、商品が安く買えると宣伝する一方で、定期購入が条件となっている通信販売に関する相談が増えています。

今だけ！ 初回 50%OFF  
お試し購入 2,000 円!!  
※ただし…



### 【事例】

・スマホでインターネットを閲覧していたら、手足のしびれや関節痛に効く薬の広告が表示された。広告をタップして販売サイトにアクセスし、商品代金 2,000 円をコンビニ後払いで支払うことにして注文した。その後、商品が届き代金をコンビニで支払った。商品を服用してみたが、自分には効果が感じられなかったため、途中で服用をやめていたところ、数日後に同じ商品が再び届いた。販売業者に電話で問い合わせたところ、自分が注文したのは定期コースであり、次回の配達予定日の 10 日前までに電話で解約を申し出る必要があると説明された。返品対応してもらえないかと聞くと、初回分の販売価格を、通常価格約 8,000 円として、既に支払った 2,000 円を差し引いた 6,000 円を支払えば、初回だけの購入で解約に応じるとの回答だった。通常価格との差額を支払って解約することに納得できない。

### ～アドバイス～

- ☆このトラブルは化粧品、電子タバコ、医薬品等様々な商品で発生しています。
- ☆最終確認画面で、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合は、2 回目以降の分量や総額の表示があるかをよく確認し、後ほど見直せるように保存（スクリーンショット）しておきましょう。
- ☆最終確認画面で、契約に必要な情報（販売代金・期間・契約の解除等）を表示しなかったり、誤解を招いたりする表示をしており、それらのせいで契約内容を誤認して申込してしまった場合、消費者は申込の意思表示を取り消すことができます。
- ☆不安に思った際は消費者ホットライン（☎188）や消費生活センターに相談してください。

**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の 2132 番地  
月曜日～金曜日（平日） 午前 9 時～正午・午後 1 時～午後 4 時  
直通電話 0479-62-8019